

# 求職活動状況確認書

- この確認書の有効期間は受付から3ヶ月間です。
- 勤務先等が決まった場合は、速やかに勤務証明書を福祉課に提出してください。
- 求職期間中は短時間保育での認定となります。
- 有効期間を過ぎると、待機の状態からはずれます。

1. 前職はどのような理由で退職しましたか。

- 解雇（ 年 月 日まで勤務）
- 希望退職（ 年 月 日まで勤務）
- 閉業（ 年 月 日まで営業）
- 出産・育児のため
- 勤めていなかった
- その他（ )

2. どこ（または何）から企業の求人に関する情報を得ていますか。

- 友人・知人
- 求人情報誌
- インターネットの求人情報
- 学校の求人情報
- ハローワーク（ハローワークカードの写しの添付： 有 ・ 無 ）
- その他（ )

3. いつ頃から求人活動を開始しましたか。

年 月 日（ 初旬 ・ 中旬 ・ 下旬 ）

4. 面接は月に何回行っていますか。

- 約 回
- 0回： 児童を預けることができれば面接に行きたい。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所 北中城村

氏名

印

児童氏名	児童生年月日	年齢	保育所名（入所または第1希望保育所）
	年 月 日	歳児	（入所中 ・ 新規申込）
	年 月 日	歳児	（入所中 ・ 新規申込）
	年 月 日	歳児	（入所中 ・ 新規申込）

※この書類に関するお問い合わせ 北中城村役場福祉課児童福祉係 098-935-2263（内線248）